

移転価格ガバナンスの確立に向けた取り組み

April 2024

In brief

近年、企業のグローバルな国際展開や移転価格等の国際課税への関心の高まりや、BEPS (Base Erosion and Profit Shifting: 税源浸食と利益移転) プロジェクトの進展等の国内外の環境変化に伴い、移転価格税制の執行を取り巻く環境は大きく変化しています。各国政府において税制の公平性と透明性確保に向けた取り組みが進められる一方、海外のグループ企業との取引を有する多国籍企業では、グローバル全体で移転価格税制におけるコンプライアンスの確保が求められることに加え、事業活動の変化に応じた対応の透明性向上が、これまで以上に必要とされています。

グローバルに事業を展開する企業においては、移転価格文書化制度への適切な対応や情報開示などの法令順守に努めるのみならず、トップマネジメントの積極的な移転価格対応への関与、グループ全体での移転価格の基本方針の策定・共有、およびグループ内の連携・協力体制の構築を含めた移転価格ガバナンスの確立が求められています。こうした企業の移転価格ガバナンス強化への取り組みにおいて、急激な環境変化への企業としての対応力と中長期的なマネジメントが重要視されています。加えて、移転価格ガバナンス強化への取り組みは、社内外のステークホルダーに対する説明責任へと結びつくものとして、企業価値を高めるうえで必要不可欠な要素となっています。

本ニュースレターでは、企業価値の向上も視野に入れつつ、移転価格ガバナンスの構築のために企業は何をすべきか、重要なポイントを解説します。

In detail

1. 背景

近年、企業の国際展開の拡大を受けたグローバルな経済活動の構造変化や BEPS プロジェクトの進展に伴い、世界的に税務・移転価格コンプライアンス強化への取り組みが重要性を増しています。各國税務当局は税制の公平性と透明性確保を目指しており、企業においては、事業活動および税務に関する透明性の向上がこれまで以上に求められます。また、企業のサステナビリティへの取り組みを高く評価するステークホルダーが増える中、移転価格ガバナンスの確立は、グローバルで企業が果たすべき社会的責任として、企業経営の基盤に位置付けられます。

こうした世界的な潮流を背景に、国内では、2016 年(平成 28 年)に国税庁から「税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組の事務実施要領の制定について(事務運営指針)¹」¹が公表され、大企業(国税局調査課所管法人)に対して、自発的な適正申告を履行するための税務コンプライアンスの向上に向けて税務調査以外の取り組みが実施されています。2021 年(令和 3 年)6 月には本取組の見直しが行われ、納税者による協力的手法を通じた税務コンプライアンスの向上が促されています。

また、国税庁は移転価格税制においても、2012 年(平成 24 年)以降、「移転価格上の税務コンプライアンスの維持・向上に向けた取組」(Transfer Pricing Corporate Governance :以下、TPCG)²において、TPCG の対象となる

¹ <https://www.nta.go.jp/law/jimu-unei/sonota/160614/index.htm>

² https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kokusai/itenkakakuzeisei/pdf/takokuseki_01.pdf

企業が自ら取り組み状況を確認するための「移転価格に関する取組状況確認のためのチェックシート」³(チェックシート)を公表しています。

本チェックシートは、TPCG の対象となる企業に向けて公表されているものの、企業による自発的な移転価格上の税務コンプライアンスの維持・向上や税務リスクの軽減に役立つことが期待されることから、TPCG の対象企業以外の海外グループ企業との取引を行う企業においても、チェックシートの活用を通じた移転価格対応強化が推進されています。グローバルに事業を展開する企業に対して、移転価格対応においても、より一層の自発的かつ適正な情報の開示と、移転価格上の税務ガバナンス(移転価格ガバナンス)の構築が求められています。

2. 移転価格ガバナンスの確立に向けた取り組み

企業の税務コンプライアンスおよび事業活動の透明性の確保に向けた取り組みは、グローバルで事業を展開する企業の重要な課題のひとつであり、グループ内取引を対象とした移転価格ガバナンスの構築は企業価値の向上にもつながります。企業内ではトップマネジメントを通じた内部体制の構築が求められており、適正申告への積極的な関与、税務に関する内部牽制の体制整備および税務調査での指摘事項等に係る再発防止策の策定などを通じた全社的な取り組みが重要視されています。

日本で事業を展開する企業にさらなる対応が求められるようになった大きな動きとして、BEPS プロジェクトの最終報告に基づいて整備された移転価格文書化制度があります。本制度の導入により、海外のグループ企業と取引のある一定の企業においては、事業活動と税務対応に関する透明性を高めることを目的として、独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類(ローカルファイル)の同時文書化義務が課されるようになりました。さらに、国別報告事項(Country by Country Report: 以下、CbCR)および事業概況報告事項(マスターファイル)といった書類の作成および提出が義務化されています。また、2024 年以降は、欧州地域を中心として各国での Public CbCR の適用開始が見込まれており、税務当局向けの情報開示にとどまらない多くのステークホルダーを対象とする適切な情報開示が求められることになります。移転価格文書は、グローバル企業が移転価格税制に即して海外子会社との取引を行っているか否かを判断するために必要な書類であり、企業における事業と税の透明性を高めるものであることから、移転価格ガバナンスの構築においても非常に重要な書類です。

一方、移転価格文書によって過去の事業年度における移転価格の適切性を説明するのみでは、昨今求められているステークホルダーに対して企業が果たす説明責任の観点からすると、移転価格ガバナンスの強化の取り組みとして十分ではありません。移転価格ガバナンスで重視されるべきは、本社が中心となって推進する国外関連取引のプライシングに係る統一したポリシーの策定と運用における体制の構築です。本社主導で定める移転価格の方針に基づいてグループ全体が事業運営に取り組む体制が整い、プライシングの運用が適切になされているか否かということがポイントとなります。

具体的には、国外関連者との間で行われる取引に関して、取引価格の設定に係る基本方針である移転価格ポリシーを策定し、適時の見直しを行いながら、本社が主導して運用のモニタリングやグローバルでの情報収集を行う体制を整備する必要があります。移転価格ポリシー策定のプロセスでは、企業の経営戦略を基盤として、グループの事業展開や本社やグループ会社の役割を整理し、適切な移転価格設定の検討を行います。このような段階を経て策定される移転価格ポリシーは、経営層の承認を受け、企業としての事業方針の一つとなります。さらに移転価格ポリシーに沿った事業運営を行うためには、税務担当部門による対応のみではなく現地におけるリスク管理や適時な対応が十分ではないことが多い、事業部も含む企業全体で共通認識を持って取り組んでいくことが必要です。こうした確固とした体制を構築するには、企業グループ全体を統括するトップマネジメントの関与が移転価格ガバナンスの取り組みにとって必須となります。

こうした企業体制の構築やその適切な運用が根付くまでには相応の時間がかかります。とりわけ、構築した体制の運用を支え、本社がグローバルの統括組織として機能するためには、専門知識をもつ人材も必要です。国内外の税務に係るアップデート情報の収集や海外子会社の状況や関連データ等のタイムリーな確認など、多くの関係者とのコミュニケーションを図る必要があります。この取り組みにおいて事業部や海外子会社の関連部門との連携は重要な要素です。移転価格ガバナンスの確立は、企業の長期的な成長における人的資本の観点からもマネジメント層のトップアジェンダに関連するものであり、企業全体としての取り組みが求められています。グループ内の体制構築、そ

³ <https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/shinkoku/hojin/sanko/pdf/check.pdf>

の運用や維持には、時間が必要となることを念頭に置いて、マネジメント層の関与の下で企業が主体的に取り組む必要があります。

なお、前掲の国税庁が公表している移転価格ガバナンスに係るチェックシートには、移転価格上の問題の発生を防止する上で企業にとって有益であると考えられる取り組みが以下の項目ごとに整理されています。ここでも示されるおり、税務当局の視点からも、経営層の関与が重要視されています。

- ① 日本及び海外の移転価格税制やその取扱いについての理解
- ② トップマネジメントの意識作りと関与
- ③ 国外関連取引の実情把握と移転価格上の観点でのチェック
- ④ グローバルな移転価格ポリシー（グループ全体としての移転価格対応戦略）の策定
- ⑤ 独立企業間価格の算定方法を念頭に置いた取引価格の設定
- ⑥ 本社・親会社による海外の関連企業の取組の把握と関与
- ⑦ 税務当局との円滑なコミュニケーションづくり

グローバル企業では、法令順守のための移転価格文書化対応に加え、サステナビリティの観点からも、ステークホルダーに向けた説明責任を果たすことが求められています。中長期的な企業成長を見据えた企業グループ全体としての移転価格ポリシーの策定、本社主導による移転価格ポリシーに沿ったグローバルでの運用のモニタリングと情報収集の体制の構築が重要な課題です。

図 1: 移転価格ガバナンスの全体像



3. 税務調査においても重視されるポイント

企業の移転価格ガバナンス確立・強化に向けた取り組みは、税務調査でも確認される重要な要素です。以前の調査で税務当局から受けた指摘事項に対してどのような対策を講じて再発防止に努めているか、企業としてどのように運用や見直しを図っているかについて税務調査で確認が行われます。企業に対して、税務調査を通してマネジメントがリードする税務対応の状況を評価されると同時に、移転価格ポリシーの策定等を通じて改善・強化に向けた税務課題への取り組みが求められています。

近年の税務調査では、多くのケースで国外関連取引に係るローカルファイルの提出を求められる傾向にあります。さらに調査が進み、より移転価格に特化した質問が行われる場合には、契約書、経営会議資料、稟議書等や国外関連取引に係る資産の種類、役務の内容、契約条件、市場の状況、事業戦略等の詳細な確認が行われます。移転価格ポリシーを準備している場合は、国外関連取引に関連して税務当局から求められる情報や確認事項は、移転価格ポリシー策定時にまとめているため、当該資料による説明が可能となります。また、移転価格ポリシーに基づいて移転価格を運用している実態を示すことにより、税務当局に対して企業として一貫した説明を行うことができます。このように移転価格ガバナンスの骨子となる移転価格ポリシーは、税務調査においても重要な書類となります。

The takeaway

海外のグループ企業との取引を有するグローバル企業においては、移転価格文書の作成やグループ全体の移転価格ポリシーの策定・運用等を通じて、企業グループ全体の事業活動と係る税の透明性を高めるための移転価格ガバナンスの確立が求められています。企業の自発的な移転価格ガバナンス確立に向けた対応が求められる中で、トップマネジメントの積極的な関与の下、企業戦略を基盤とする移転価格方針についてグループ全体で共通認識を持つことが重要です。企業としての方針がグループ内で共有されたうえで、本社を中心となってグローバルでのデータ収集および管理を行うガバナンス体制を構築する必要があります。人的資源も考慮したシステムによるデータ管理は、ガバナンス体制の構築に有効な手段です。共通のグループシステムの導入によって、本社が主体となりグローバル規模のデータ管理を行うことを通して、効率的かつ効果的に税の透明性を高め、経営体制を強化することが期待されます。

移転価格税制上の税務コンプライアンスの確保および移転価格ガバナンスの確立に努めることは、企業における税の透明性を高めるのみならず、企業価値の向上にも結び付きます。これまで、企業価値は、有価証券報告書等において開示される財務情報に基づいて、主に評価されていました。しかしながら、サステナビリティの観点から、昨今では、非財務情報による企業価値の評価が重視されています。非財務情報とは、広く財務情報には含まれない情報であり、企業の経営戦略等に加え、環境問題や社会問題への配慮や取り組み、ガバナンス体制等が含まれます。こうした非財務情報の開示を通じて、企業はステークホルダーへの説明責任を果たし、企業価値の創造につなげていくことが求められます。移転価格税制に係るグローバル企業の取り組み(移転価格ガバナンス)は、多くのステークホルダーが関わり事業実態に影響するものであり、企業価値を高めるうえでも重要な取り組みとなっています。

私ども移転価格グループでは、税務、IT領域のプロフェッショナルとも連携を図りながら、移転価格文書化のサポートだけでなく、移転価格ガバナンスの確立と運用を総合的に支援しています。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1 丁目 2 番 1 号 Otemachi One タワー

Email:jp_tax_pr-mbx@pwc.com

www.pwc.com/jp/tax

東京事務所

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1 丁目 2 番 1 号 Otemachi One タワー

大阪事務所

〒530-0011
大阪府大阪市北区大深町 4 番 20 号
グランフロント大阪 タワー A 36 階

名古屋事務所

〒450-6038
愛知県名古屋市中村区名駅 1 丁目 1 番 4 号
JR セントラルタワーズ 38 階

パートナー

野田 幸嗣

パートナー(大阪)

池川 恭史

パートナー

井ノ口 和均

パートナー

大橋 全寿

パートナー

黒川 兼

パートナー

竹内 千尋

パートナー

永藤 剛基

パートナー(大阪)

中牟田 賢志

パートナー

早川 直樹

パートナー(名古屋)

船谷 晃一

パートナー

水島 吾朗

パートナー(PwC 英国出向中)

宮嶋 大輔

パートナー
大和 順子

パートナー(大阪)
吉田 愛

パートナー(大阪)
竹下 文浩

マネージャー
森口 馨子

過去のニュースレターのご案内

[過去のニューレターを読む](#)

ニュースレター配信のご案内

PwC Japan グループでは、会計基準や税制、法令等に関するニュースレターを発行しております。

[配信を登録する](#)

e-learning のご案内

PwC 税理士法人は「Tax Academy」を開設し、国際税務領域の人材育成支援を目的とした e-learning コンテンツを 2022 年 10 月より配信しています。

「Tax Academy」のシリーズ講座は、日本企業が海外に事業展開する際に事前に検討すべき論点を網羅しているほか、当法人の国際税務領域における豊富な実務経験や、PwC グローバルネットワークを通じて得た知見を生かすことで広範囲な専門分野をカバーしています。各コースを通じて、国際税務を基礎から体系的に学びたい方や、企業の税務部門担当として国際税務の知識を身に付けてスキルアップしたい方をサポートします。

詳細は以下をご参照ください。

[お申し込み・詳細](#)

PwC 税理士法人は、企業税務、インターナショナルタックス、M&A 税務、税務業務のデジタルトランスフォーメーション(DX)などを含む幅広い分野の税務コンサルティングにおいて、PwC グローバルネットワークと連携しながら、ワンストップでサービスを提供しています。国内外のプロフェッショナルの知見と経験を結集し、企業のビジネスパートナーとして重要な経営課題解決を包括的にサポートします。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 151 国に及ぶグローバルネットワークに 364,000 人以上のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2024 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.